

ポイント

○ 整理解雇が認められる要件は極めて曖昧
○ 整理解雇の背景に賃金の下方硬直性が存在
○ 個人の賃金調整に代わり整理解雇の可能性

今月15日、日本航空が整理解雇に踏み切る方針を発表した。先の見えない経済状況の中、日本を代表する企業の整理解雇実施は、これから労働市場に様々な問題を投げかけるだろう。

はいわば禁忌として避けられ
こした感がある。それゆえに、
解雇の意味を社会の仕組みの
中でどうえ、認識を共有する
には、私たちの意識はまだ追
いついていないのではないか
つか。そこで本稿では、整理

解雇に関する事を簡単にさ
らい、労働市場におけるその
役割について考察したい。解
雇するのは使用者だから、以
降も使用者の側に即して議論
することをことわっておく。

整理解雇とは、法的にいえば、専ら仕事がなくなったと、いう経営上の理由によって、使用者が雇用契約を一方的に破棄することをさす。被用者本人には責任がない点が特徴で、労働法の教科書では、労働者側に何かしら解雇される理由がある普通解雇と区別される。現実の裁判所でも、解雇一般を制御する解雇権乱用法理（労働契約法第16条）そのものではなく、そこから派生した判例法理（整理解雇法理）に従って審理される。

整理解雇の論点

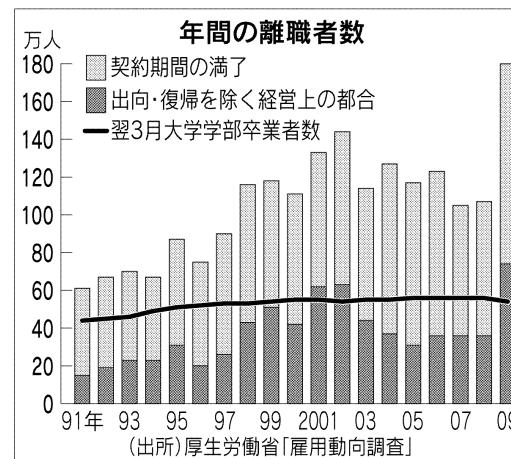
日本の現実、通説とは差



成され」「ある」とはいえ
裁判所が必ず是認するような
整理解雇の手順は、現段階で
は発見されていない。

い)な基準なのだが、日本では身の回りであまり実例を見ないせいか、整理理解雇が法的に非常に制限されているという認識を、多くの人々が持っていると筆者は考えている。確かに、厚生労働省の「雇

09年に「(出向や、出向から
の復帰を除く)経営上の都
合」による離職者(ほぼ整理
解雇や、それに付随する希望
退職への応募者に相当)は、
離職者全体の10%程度、実数
にして70万人超にすぎない。
この数は米国などと比較する
と一見小さくみえる。労働力
人口が日本の3倍以上の米国
では07年1月からの3年間
で、仕事がなくなることで失
職した被用者は約690万人



要因で生産性が賃金を下回り、使用者のほうから雇用関係を解消する行為と考へてよい。労働市場が完全に競争的で賃金が生産性に合わせて低下すれば、使用者に被用者を解雇する理由は

れるだろう。つまり整理解雇が発生する背景は、そらく一様ではないものだ。賃金調整という共通の潜んでいることがわかった。

そしてこの点からデジタル化の先行研究をみると、日本と比較して労働市場は他国と比較して、一方で比較的容易な一方で、生産性との対応関係が見えにくい。

まず、ボーナスなどて賃金が比較的容易に

この、景はおのの、論点がる。

し、も
決定が
個別
ると
るよ
法理も
ある
におけ
の人事
に置き
う。

ばやし
東大へ。
労働経
りし現在
、従来
決定に
れば、
変容を
。いず
る整理
管理と
ながら

の企業内の賃金の集団的決定か
重心を移していく
従来の整理解雇
迫られる可能性
れにせよ、日本
解雇は、企業内
の連續性を念頭
議論すべきであ

「制限強し」と言ふ

人言帶用錄卷之二

統計も國際的評価も、日本において整理解雇が法的に非常に制限されているという一般の認識とは違う現実を示している。結局、解雇規制がどのような仕組みで、どの程度労働市場を制約しているか、私たちは多くのことを知らなないと考えるべきだろう。

このような時にこそ、経済学上の理論的な整理が指針になる。抽象的に考えると、整理叢書とは、何らかの外的な理

論的原因となるかもしれない。これらはそれぞれ異なる理

論的想定だが、賃金と生産性が常に一致する保証がなく、生産性ショックに対しても往々にして賃金調整が追いつかない可能性があるという意味では共通している。そこでは、使用者には被用者を解雇するインセンティブ（誘因）が発生し、社会的にみて解雇行動を抑制することが望ましいかどうかを議論する余地が生まれる。

多くは、集団
易だが個人単
金調整に対応
と考えられる

的には比較的位置では困難な負担をして実施されたかもしない。

する離職者約1000万人と比較しても決して少なくない。さらに法的にも、日本の解雇が非常に制限されているといえるかどうかは、国際的にみると微妙だ。経済協力開発機構(OECD)が雇用保護法制の強さを国際比較した指數によれば、正規労働者の個別解雇に対する保護法制については、日本は40カ国中、弱いほうから数えて13番目で、OECD平均に届かない。集団解雇に関する付加される法

モーラルハサードを回避するための合理的な工夫と考える、いわゆる効率賃金仮説も死んでしまったわけではない。

また、本年のノーベル経済学賞に輝いた(均衡)サーチ理論が想定する状況(求人や求職にはコストがかかることなど)も考慮する必要があるだろう。マクロ経済学とは別に文脈だが、使用者と被用者との関係が長期的に固定されたり、契約に何らかの不完全性・不完備性が存在したりす

硬直性が常に徹察されてきたわけではなかった。ただし、京都大学の有賀健教授と筆者との共同研究では、日本の賃金調整はドイツと比較しても「広く浅く」行われる傾向があることが報告されている。裏返せば、個人単位の賃金調整は不得手であることを示唆する。またこの推論は、個人単位の生産性と賃金との短期的対応関係を明らかにせず、同僚との協力と競争を両立させる日本企業の典型的な人事管理手法とも整合的だろう。

れる傾向にあつたことが、先達の研究によつて明らかにされてゐる。最近でもOECDの「雇用アウトルック2010」で、リーマン・ショック以降の生産性の低下に対応して、平均賃金が切り下げられたことが特筆されている。

そもそも、慶應義塾大学の山本勲淮教授と東京大学の黒田祥子准教授の共同研究でも明らかにされたように、日本においては、名目賃金の下方

と推計されている。
しかし見方を変えて、
数値の日本国内での相対
意味に注目すると、整理
は現時点でもすでにそれ
の規模だということが
分かる。

ないはずだが、実際には何らかの理由で賃金が生産性ほど低下しない状況が生まれてしまつ。これが整理解雇の生じる原因である。

たとえばマクロ経済学では（右図）賃金（X、万円直柱）、

れる傾向にあつたことが、先達の研究によって明らかにされている。最近でもOECDの「雇用アウトツク2010」で、リーマン・ショック以降の生産性の低下に対応して、五項目が切り詰られ